

# 自主防災組織の手引



～ あなたの地区にも自主防災組織を！ ～

北 本 市

# 1 自主防災組織の必要性

北本市では、大地震や風水害等の災害が発生した場合、防災関係機関と協力し、市の全機能をあげて防災活動を行います。実際は次のような悪い条件が重なって、十分な防災活動ができないことが予想されます。

- (1) 電話が不通となり、防災機関などへの通報が困難になる恐れがあります。
- (2) 道路の地割れや、橋が落ちたり、建物が倒れたり、さらには、路上に放置された自動車等により、道路の交通がマヒ状態になることが予想されます。
- (3) 市内全域で多数の火災が発生して、消火活動が手薄になることが考えられます。
- (4) 水道管の破損による断水、貯水槽の損壊等により消火活動が十分に行えなくなります。
- (5) 河川等の氾濫により、家屋の浸水、道路冠水が発生し、救護活動が円滑に行えなくなります。

このような混乱した状況では、少数の人の力では、十分な防災活動を行うことはできません。そこで、力を発揮することができるのが、自治会など地域ごとに組織された自主防災組織です。地域の特徴や実情にあった備えや防災訓練を行うことで、いざという時の災害を最小限に食い止めることができます。

また、地震や台風などの災害だけでなく、国民保護法で想定されている緊急対処事態等（弾道ミサイルによる攻撃や大規模テロ等）や地域の危険箇所点検など、自主防災組織の必要性・重要性が高まり、より多くの自治会で設立されることが急務となっています。



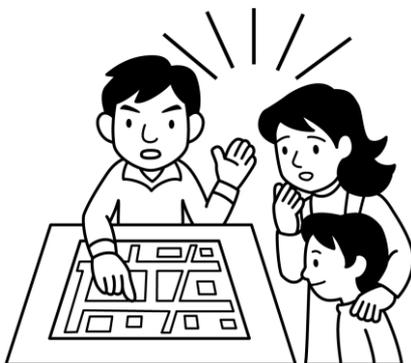
## 2 自主防災組織の作り方

自主防災組織は、その名のとおり地域住民の連帯的意識を通じ、「自分たちの地域は自分たちの手で守ろう」という自発的な意思から結成することが原則です。その組織が十分に機能を発揮して効果的に防災活動を行うためには、組織の構成・規約の制定及び平常時や災害時の具体的な対応計画を定めておくことが必要です。

- (1) 防災に対する意識の向上や、知識を身につけるために、座談会や研修会を行ってみましょう。
- (2) 自治会等の中に「防災部」を作り、組織の中に組み込んで、皆さんの意識や連帯感を高めることが大切です。
- (3) 地域の実情に合った防災計画と規約を作り、活動内容を明確にしましょう。このとき、市と相談し、市の防災計画とつながりを持たせると、円滑な活動を図ることができます。

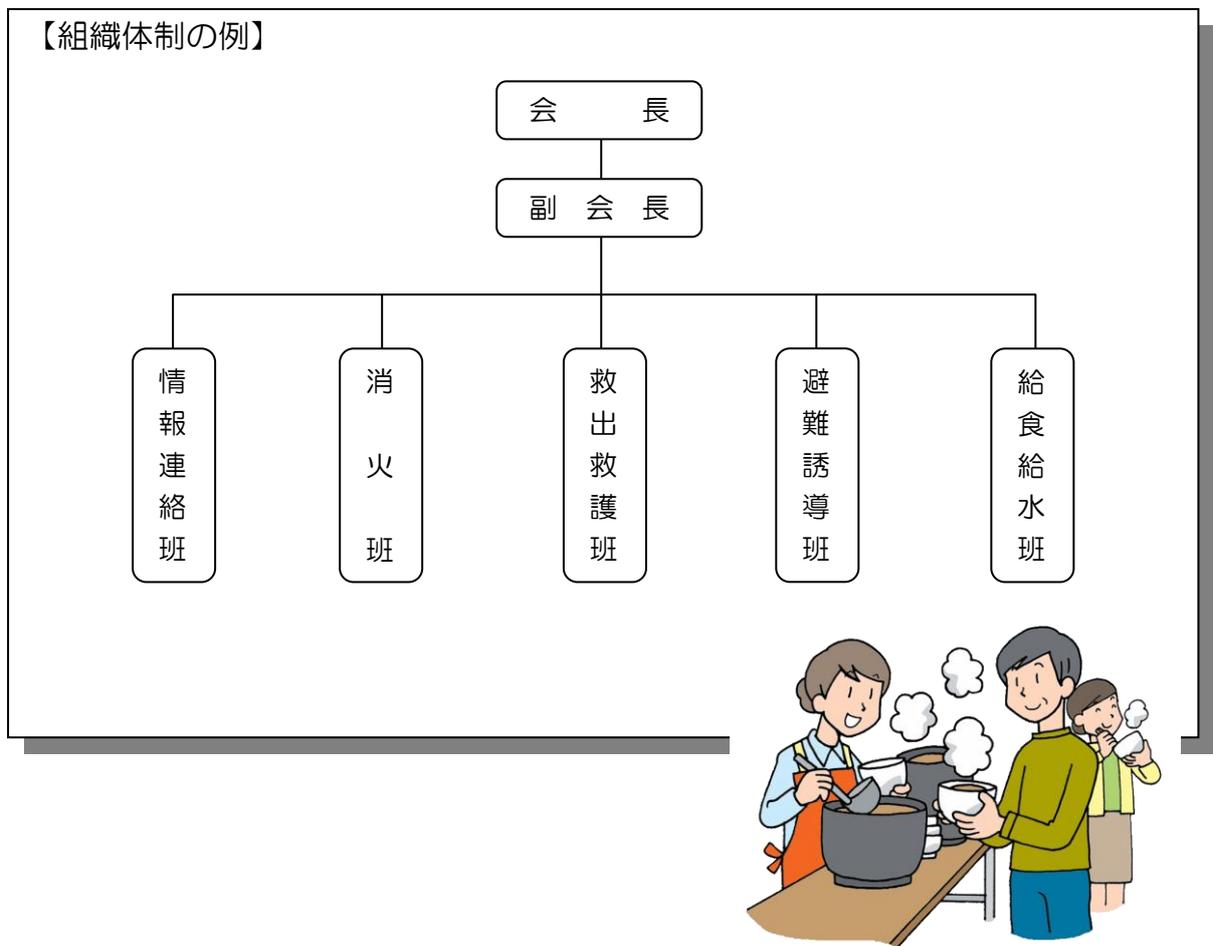
自主防災組織づくりには、次のような方法が考えられます。

- (1) 自治会に防災部等を設置している場合など、すでに自主防災組織と類似した組織がある場合は、その活動内容の充実、強化を図り自主防災体制を整備する。
- (2) 自治会で、特に防災活動を行っていない場合は、自治会活動の一環としての防災活動を取り上げることで、自主防災体制の確立を推進する。



### 3 自主防災組織の構成

自主防災組織には、定まった大きさというものはありませんが、大きすぎても小さすぎても適切な活動をすることはできません。一般的には、毎日の生活の中での顔見知りの範囲で考えることが適当であろうと思われます。このようなことから、自治会を単位として組織を設立することが適当であろうと思います。ただし、自治会の規模に応じて、隣接の自治会と共同の組織を設立し、又は地域を分割して複数の組織を設立することも考えられます。そこで、組織の例をあげると次のようになります。なお、自治会等の規模が大きい場合には、数ブロックに分けて、活動班を編成するとよいと思います。



※地域・自治会の実情にあわせた組織体制が望ましい。

## 4 自主防災組織の活動

### 【平常時の活動】

情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災意識の高揚、防災知識の普及のため広報紙の発行、研修会等を行う。</li> <li>・情報伝達・収集訓練を行う。</li> </ul>
消火班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器の取扱方法及び初期消火方法の指導を行う。</li> <li>・消火体制の整備・強化をする。</li> <li>・初期消火訓練を実施する。</li> </ul>
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急救護法の指導を行う。</li> <li>・救出・救護訓練を実施する。</li> </ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難路の確保をする。</li> <li>・避難路確保のための地域内の防災点検を行う。</li> <li>・避難誘導訓練を実施する。</li> </ul>
給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資の調達・配給計画の作成を行う。</li> <li>・物資の備蓄・管理を行う。</li> <li>・炊き出し・給水・物資配給訓練を実施する。</li> </ul>
各班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当資機材の点検・整備を行う。</li> </ul>



【災害時の活動】

情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況・災害情報の収集及び報告を行う。</li> <li>・防災関係機関との連絡を行う。</li> <li>・その他、災害防止広報を行う。</li> </ul>
消 火 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火方法を行う。</li> </ul>
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救出・救護を行う。</li> <li>・応急処置を行う。</li> <li>・災害時要援護者などの安全確保を行う。</li> </ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導を行う。</li> <li>・避難所の運営を行う。</li> </ul>
給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資配給を行う。</li> <li>・炊き出しを行う。</li> <li>・飲料水の確保をする。</li> </ul>
各 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災関係機関に積極的に協力し、地域の被害を最小限に食い止める。</li> </ul>





## 5 自主防災組織防災（活動）計画

地震などの自然災害は、いつやってくるかわかりません。そうなると日頃からの備えや訓練が、「いざ災害！」という時に役に立ちます。しかし、訓練を行うにしても決まりがないと訓練の効果も半減してしまいます。そこで基本的な事項は定めた防災（活動）計画が必要になります。

### 防災（活動）計画に定める事項

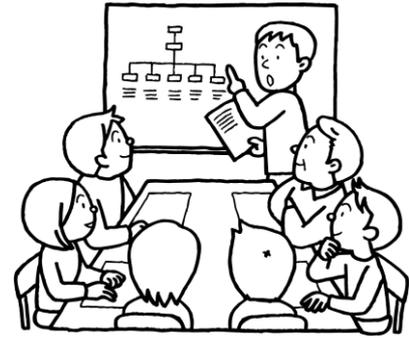
- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集・伝達に関すること。
- (5) 出火防止及び初期消火に関すること。
- (6) 救出・救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 給食・給水に関すること。
- (9) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。



### 【防災訓練】

災害の発生に迅速、正確な対応ができるよう、被害想定をした上で活動ごとに実施したり、総合的に関連付けて実施します。

- (1) 目的に応じた計画を立てましょう。
- (2) 詳細が決定したら市に届けます。
- (3) 防災機関に相談し、正しい指導を受けましょう。
- (4) 訓練終了後、検討を行い、防災計画、訓練内容等について話し合しましょう。



自主防災組織は、地域住民の連帯的組織を通じ、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という自発的な意思から結成するものです。

また、災害時には連絡の手段も限られてしまいますので、実際に活動する際には地域住民の皆様が自主的に考え、判断し、行動することが必要となります。

しかし、組織を初めて結成する場合、具体的にどのような活動をすればよいのか分からないこともあると思いますので、下記に活動の例をいくつか挙げましたので、活動のご参考にしてください。

なお、これは一例ですので、これに限らず、それぞれの地域にあった活動をお願いします。

#### 【防災に関する活動の一例】

##### (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。

- ・組織を編成し、役割等を決めておく。

##### (2) 防災知識の普及に関すること。

- ・県などで開催する研修会や講演会等に参加する。
- ・防災に関する文書等を作り、地区内で回覧する。
- ・市の講座等を利用して、地区で講習会を開く。
- ・防災関係者から講師を招き、地区で講演会を聞く。
- ・地域住民の皆様が集まっていただき、防災の意見交換等を行う。

##### (3) 防災訓練の実施に関すること。

- ・市の防災訓練に参加する。
- ・その地区では、どのような訓練が必要なのか考える。
- ・消防署等の協力により、地区の訓練を行う。

##### (4) 情報の収集・伝達方法に関すること。

- ・情報の収集方法・伝達方法を決めておく。

(災害情報は、それぞれの地域にあるので、その地域の皆様に情報を速やかに提供いただくことにより、市としての対応も速やかにとることができます。)

- ・災害時の連絡体制を決めておく。

(地震等の災害後の直後には携帯電話等は使えないと想定されるため、被災者が救援を呼ぶことも困難であり、すぐに各地域のそれぞれの被害状況を市が把握することも困難です。そのような状態では、どの地域のどのような援

助が必要なのか、すぐには分かりません)

(5) 出火防止及び初期消火に関すること。

- ・市の防災訓練居参加して消化訓練を体験する。
- ・消防署等の協力により救護訓練等を行う。

(6) 救出・救護に関すること。

- ・市の防災訓練に参加して、救護訓練等を体験する。
- ・消防署等の協力により救護訓練等を体験する。
- ・救出・救護に使う資機材を準備する。

(7) 避難誘導等に関すること。

- ・地区の避難場所・避難方法・誘導方法等を決めておく。
- ・避難・誘導に使う資機材を準備する。
- ・その地域独特の「避難マップ」を作る。

(災害時の避難路については、災害時にはどのような危険が起きる可能性があるのかを想像しながら、実際にその地域を見て回り、危険と思われる場所を地図に印をつけたりすることにより、地域の全体像が見えてきます。その上で、避難経路を検討すると、本当にその地域にとって最善の避難路が分かり、その地域独自の避難マップを作ることができます。また、避難マップの内容を発展させることにより、その地域独自の防災マップもでき、その地域の防災に非常に役立ちます。)

(8) 給食・給水に関すること。

- ・市の防災訓練に参加して、炊出訓練等を体験する。
- ・地区での、災害時の給食・給水も必要性や方法について考える。
- ・必要に応じて、給食・給水のための資材を準備する。
- ・訓練を兼ねて、地域のイベントなどで炊出ができないか考える。
- ・県の制度（炊出応援隊）等を利用して、地区で炊出訓練を行う。

(9) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

- ・定期的に資機材の確認をする。
- ・その地区において、どのような資機材が必要か考える。
- ・資機材を整備するための方法を考える。

## 資料1

### 〇〇〇〇自主防災組織規約（例）

#### （名称）

第1条 この会は、〇〇〇〇自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

#### （事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

#### （目的）

第3条 本会は、地域の住民が互いに助け合い、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

#### （事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 防災知識の普及に関すること。
- （2） 地震等に対する災害予防に関すること。
- （3） 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食給水の応急対策に関すること。
- （4） 防災訓練の実施に関すること。
- （5） 防災資機材等の備蓄及び整備に関すること。
- （6） その他本会の目的を達成するために必要な事項。

#### （会員）

第5条 本会は、〇〇〇〇自治会内にある世帯をもって構成する。

第6条 本会に次の役員を置く。

- （1） 会長 1人
- （2） 副会長 1人
- （3） 班長 5人
- （4） 会計 1人
- （5） 監査役 2人

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

#### （役員の任務）

第7条 会長は、本会を代表し、平常時における予防、普及活動及び地震等の発生時における応急活動の指示及び統括を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。

3 班長は、会長の指示を受け、本会の事業計画の立案及び活動の推進に当たるとと

もに班員を指揮し、予防活動及び応急活動を実施する。

4 会計は、本会の予算編成及び金銭の出納保管並びに収支決算を行う。

5 監査役は、本会の会計経理を監査する。

(会議)

第8条 本会に総会及び役員会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
- (3) 事業計画に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他総会が特に必要と認める事。

5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、第6条に定める役員によって構成する。

2 役員会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべき事項
- (2) 総会により委任された事項
- (3) その他役員会が特に必要と認める事。

(班の設置)

第11条 本会は、第4条の事業を遂行するために次の班を置く。

- (1) 情報連絡班
- (2) 消火班
- (3) 救出救護班
- (4) 避難誘導班
- (5) 給食給水班

2 班員は、会員の中から選任する。

3 各班に副班長を置くことができる。

(防災計画)

第12条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食給水に関すること。
- (5) その他必要な事項

(会費)

第13条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第14条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第15条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第16条 会計監査は、毎年1回、監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付 則

この規約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。

## 資料2

### 北本市自主防災組織設立補助金交付要綱

平成6年3月30日

告示第41号

#### (目的)

第1条 この告示は、自主防災組織（以下「組織」という。）の設立に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、組織の育成強化を図り、もって市民の防災意識の普及及び高揚を図ることを目的とする。

#### (対象団体)

第2条 補助金の交付を受けることができるものは、自治会を単位として、防災活動を行うために組織された団体で、自主防災組織設立届出書（様式第1号）を市長に届け出たものとする。

#### (対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、別表に掲げる防災対策用資機材（以下「資機材」という。）の購入に要する費用とする。

#### (補助額)

第4条 補助金の額は、1組織当たりの定額10万円と組織の設立時における構成世帯数に500円を乗じて得た世帯割額の合計額とする。ただし、この額が30万円を超えるときは、30万円とする。

2 補助金の額は、購入する資機材の金額を超えない範囲とする。

#### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする組織の代表者は、自主防災組織設立補助金交付申請書（様式第1号）及び防災対策用資機材購入計画書（様式第3号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

#### (決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに、その内容を審査し、自主防災組織設立補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

#### (実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた組織の代表者は、資機材の購入を完了したときは、速やかに防災対策用資機材購入実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 市長は、補助金を交付した組織に対して、必要があると認めるときは、資機材の購入状況について、報告を求めることができる。

(補助金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けた者があると認めるときは、これを取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成17年告示第103号）

この告示は、平成17年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

防災対策用資機材一覧

区 分	品 名
情報収集伝達用器具	携帯用無線機、携帯ラジオ等の情報収集伝達用器具
初期消火用器具	消火器、消火バケツ等の初期消火用器具
救出用器具	バール、はしご、のこぎり、スコップ等の救出用器具
救護用器具	担架、救急セット、運搬車等の救護用器具
避難誘導用器具	強力ライト、トランジスターメガホン、誘導旗等の避難誘導用器具
給食給水用器具	炊き出し用具、ポリタンク等の給食給水用器具
その他	ヘルメット、防災作業服、腕章、テント、防水シート、ロープ、発動発電機、排水ポンプ、資機材格納庫その他市長が必要と認めるもの

### 資料3

## 北本市自主防災組織活動費補助金交付要綱

平成6年3月30日

告示第42号

#### (目的)

第1条 この告示は、北本市自主防災組織設立補助金交付要綱（平成6年告示第41号）第2条の規定により届出のあった自主防災組織（以下「組織」という。）の活動費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付することにより、防災意識の高揚、組織の育成強化及び円滑な協力体制づくりを図ることを目的とする。

#### (対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業及び経費は、次のとおりとする。

- (1) 防災知識の普及
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 防災対策用資機材の購入
- (4) 組織の運営に要する経費
- (5) その他市長が必要と認めるもの

#### (補助額)

第3条 補助金の額は、1組織について3万円を限度とする。

#### (交付申請等)

第4条 補助金の交付申請等に関する手続は、北本市補助金等の交付に関する規則（昭和63年規則第19号。以下「規則」という。）の規定を適用する。

#### (実績報告書の提出期限)

第5条 規則第9条に規定する実績報告書の提出期限は、年度終了後30日以内とする。

#### (委任)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

自主防災組織や消防・防災に関するお問い合わせは…  
市民経済部くらし安全課 危機管理・消防防災担当

T E L 048-594-5523 (直通)

F A X 048-591-1244

M A I L [bousai@city.kitamoto.lg.jp](mailto:bousai@city.kitamoto.lg.jp)